

# クレジットカード業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン案（新旧対照表）

令和3年11月

新	旧
<b>I. 基本的な考え方</b> <b>I－1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的な考え方</b> (略) クレジットカード事業者においては、こうしたマネロン・テロ資金供与対策が、実際の顧客との接点である営業部門において有効に機能するよう、経営陣 <u>が主導的に関与して</u> 地域・部門横断的なガバナンス <u>を確立した上で、同ガバナンスの下、関係部署が継続的に取組みを進める必要がある。</u> (略)	<b>I. 基本的な考え方</b> <b>I－1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的な考え方</b> (略) クレジットカード事業者においては、こうしたマネロン・テロ資金供与対策が、実際の顧客との接点である営業部門において有効に機能するよう、経営陣 <u>の主体的な関与も含めた</u> 地域・部門横断的なガバナンス <u>により、継続的に取組みを進める必要がある。</u> (略)
<b>I－2 クレジットカード事業者に求められる取組み</b> <b>2. 経営陣の関与・理解</b> 前記の管理体制の構築に当たっては、マネロン・テロ資金供与リスクが経営上重大なリスクになり得るとの理解の下、関連部門等に対応を委ねるのではなく、経営陣が、 <u>管理のためのガバナンス確立等について主導性を發揮するなど、マネロン・テロ資金供与対策に関与することが不可欠である。</u>	<b>I－2 クレジットカード事業者に求められる取組み</b> <b>2. 経営陣の関与・理解</b> 前記の管理体制の構築に当たっては、マネロン・テロ資金供与リスクが経営上重大なリスクになり得るとの理解の下、関連部門等に対応を委ねるのではなく、経営陣が <u>主体的かつ積極的に</u> マネロン・テロ資金供与対策に関与することが不可欠である。
<b>II リスクベース・アプローチ</b> <b>II－1 リスクベース・アプローチの意義</b> マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチとは、クレジットカード事業者が、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これを <u>リスク許容度の範囲内に</u> 実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。 (略) (削除)	<b>II リスクベース・アプローチ</b> <b>II－1 リスクベース・アプローチの意義</b> マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチとは、クレジットカード事業者が、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。 (略) <b>犯収法におけるリスクベース・アプローチに係る規定の導入</b>

新	旧
<p><b>II-2 リスクの特定・評価・低減</b></p> <p>1. リスクの特定</p> <p>(略)</p> <p>包括的かつ具体的な検証に当たっては、社内の情報を一元的に集約し、全社的な視点で分析を行うことが必要となることから、マネロン・テロ資金供与対策に係る主管部門に対応を一任するのではなく、経営陣が、<u>主導性を發揮して</u>関係する全ての部門<u>の連携・協働を確保する必要がある。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>【対応が求められる事項】</b></p> <p>① (略)</p> <p>② 包括的かつ具体的な検証に当たっては、自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮すること</p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>新たなサービス等を取り扱う場合や、新たな技術を活用して行う取引その他の新たな態様による取引を行う場合には、当該サービス等の提供前に、当該サービス等のリスクの検証、及びその提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等のリスク管理体制の有効性も含めマネロン・テロ資金供与リスクを検証すること</u></p> <p>⑤ <u>マネロン・テロ資金供与リスクについて、経営陣が、主導性を發揮して関係する全ての部門の連携・協働を確保した上で、リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと</u></p> <p><b>【対応が期待される事項】</b></p> <p>① (略)</p> <p>② (削除)</p>	<p><b>II-2 リスクの特定・評価・低減</b></p> <p>1. リスクの特定</p> <p>(略)</p> <p>包括的かつ具体的な検証に当たっては、社内の情報を一元的に集約し、全社的な視点で分析を行うことが必要となることから、マネロン・テロ資金供与対策に係る主管部門に対応を一任するのではなく、経営陣 <u>の主導性を發揮して</u>関係する全ての部門<u>が連携・協働して、対応を進める必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>【対応が求められる事項】</b></p> <p>① (略)</p> <p>② 包括的かつ具体的な検証に当たっては、<u>国によるリスク評価の結果等を勘案しつつも、</u>自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮すること</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (新設)</p> <p>④ マネロン・テロ資金供与リスクについて、<u>経営陣の主導性を發揮して</u>関係する全ての部門<u>が連携・協働し、</u>リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと</p> <p><b>【対応が期待される事項】</b></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>一定量の疑わしい取引の届出がある場合に、単に届出等を行うにとどまらず、届出件数及び金額等の比較可能な定量情報を分析し、部門・拠点間等の</u></p>

新	旧
	<u>比較等を行って、自らのリスクの検証の実効性を向上させること</u>
<p><b>2. リスクの評価</b> (略)</p> <p><b>【対応が求められる事項】</b> (削除)</p> <p>① リスク評価の全社の方針や具体的な手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき、<u>前記「1. リスクの特定」において特定されたマネロン・テロ資金供与リスクについて、評価を実施すること</u></p> <p>② 上記①の評価を行うに当たっては、<u>疑わしい取引の届出の状況等の分析等を考慮すること</u></p> <p>③ 疑わしい取引の届出の状況等の分析に当たっては、<u>届出件数等の定量情報について、部門・拠点・届出要因・検知シナリオ別等に行うなど、リスクの評価に活用すること</u></p> <p>④～⑥ (略)</p> <p><b>【対応が期待される事項】</b> (削除)</p> <p>① (略)</p>	<p><b>2. リスクの評価</b> (略)</p> <p><b>【対応が求められる事項】</b> ① 前記「1. リスクの特定」における【対応が求められる事項】と同様</p> <p>② リスク評価の全社の方針や具体的な手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき評価を実施すること</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p><b>【対応が期待される事項】</b> ① 前記「1. リスクの特定」における【対応が期待される事項】と同様</p> <p>② (略)</p>
<p><b>3. リスクの低減</b> (略)</p> <p><b>(2) 顧客管理 (カスタマー・デュー・ディリジェンス : CDD)</b> (略)</p> <p>クレジットカード事業者においては、これらの過程で確認した情報、<u>自らの規模・特性や業務実態等</u>を総合的に考慮し、全ての顧客について<u>顧客リスク評価</u>を実施するとともに、自らが、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、いわゆる外国 PEPs(Politically Exposed Persons)（注1）や特定国等（注2）に係る取引を行う顧客も含め、<u>リスク</u></p>	<p><b>3. リスクの低減</b> (略)</p> <p><b>(2) 顧客管理 (カスタマー・デュー・ディリジェンス : CDD)</b> (略)</p> <p>クレジットカード事業者においては、これらの過程で確認した情報を総合的に考慮し、全ての顧客についてリスク評価を実施するとともに、自らが、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、いわゆる外国 PEPs(Politically Exposed Persons)（注1）や特定国等（注2）に係る取引を行う顧客も含め、<u>より厳格な顧客管理 (Enhanced Due Diligence :</u></p>

新	旧
<p>に応じた厳格な顧客管理（Enhanced Due Diligence : EDD）を行う一方、リスクが低いと判断した場合には、<u>リスクに応じた</u>簡素な顧客管理（Simplified Due Diligence : SDD）を行うなど、円滑な取引の実行に配慮することが求められる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>【対応が求められる事項】</b></p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 顧客及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他 <u>リスクに応じて</u>必要な措置を講ずること</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果 <u>(II-2.2.で行うリスク評価)</u> を踏まえて、全ての顧客について <u>顧客</u>リスク評価を行うとともに、講すべき低減措置を顧客のリスク評価に応じて判断すること</p> <p>⑦ マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、以下を含む<u>リスクに応じた</u>厳格な顧客管理（EDD）を実施すること イ.～ハ. (略)</p> <p>二. 当該顧客と属性等が類似する他の顧客につき、<u>顧客</u>リスク評価の厳格化等が必要でないか検討すること</p> <p>⑧ 顧客の営業内容、所在地等が取引目的、取引態様等に照らして合理的ではないなどのリスクが高い取引等について、取引開始前又は多額の取引等に際し、営業実態や所在地等を把握するなど追加的な措置を講ずること</p> <p>⑨ マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係るしきい値を上げたり、顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどの<u>リスクに応じた</u>簡素な顧客管理（SDD）を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること（注1）（注2）</p>	<p>EDD）を行う<u>ことが求められる</u>一方、リスクが低いと判断した場合には、簡素な顧客管理（Simplified Due Diligence : SDD）を行うなど、円滑な取引の実行に配慮することが求められる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><b>【対応が求められる事項】</b></p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 顧客及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他必要な措置を講ずること</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果 <u>を総合し、利用する商品・サービスや顧客属性等が共通する顧客類型ごとにリスク評価を行うこと等により</u>、全ての顧客についてリスク評価を行うとともに、講すべき低減措置を顧客のリスク評価に応じて判断すること</p> <p>⑦ マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客については、以下を含む<u>より</u>厳格な顧客管理（EDD）を実施すること イ.～ハ. (略)</p> <p>二. 当該顧客と属性等が類似する他の顧客につき、リスク評価の厳格化等が必要でないか検討すること</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>⑧ マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係るしきい値を<u>緩和する</u>などの簡素な顧客管理（SDD）を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること（注1）（注2）</p>

新	旧
(略)	(略)
<p>⑩ 後記「(5) 疑わしい取引の届出」における【対応が求められる事項】のほか、以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること</p> <p>イ. 取引類型や顧客<u>属性</u>等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること</p> <p>ロ. ~ハ. (略)</p> <p>二. 各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合等の機動的な顧客情報の確認に加え、定期的な確認に関しても、確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること</p> <p>ホ. 継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、<u>顧客リスク評価を見直し、リスクに応じたリスク低減措置を講ずること</u>  <u>特に、取引モニタリングにおいては、継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を適切に反映すること</u></p>	<p>⑨ 後記「(5) 疑わしい取引の届出」における【対応が求められる事項】のほか、以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること</p> <p>イ. 取引類型や顧客<u>類型</u>等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること</p> <p>ロ. ~ハ. (略)</p> <p>二. 各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合のほか、定期的に顧客情報の確認を実施するとともに、<u>例えば高リスクと判断した顧客については調査頻度を高める一方、低リスクと判断した顧客については調査頻度を低くするなど、確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること</u></p> <p>ホ. 継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、<u>顧客のリスク評価を見直すこと</u></p>
⑪ (略)	⑩ (略)
<p><b>【対応が期待される事項】</b></p> <p>① 団体の顧客についてのリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、当該団体が形成しているグループも含め、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスクを勘案すること</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><b>【対応が期待される事項】</b></p> <p>① 商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果を総合し、顧客ごとに、リスクの高低を客観的に示す指標（顧客リスク格付）を導入し、これを隨時見直していくこと</p> <p>② 顧客の営業実態、所在等が取引の態様等に照らして不明瞭であるなどのリスクが高い取引等について、必要に応じ、取引開始前又は多額の取引等に際</p>

新	旧
	<p>し、例えば、顧客やその実質的支配者との直接の面談、営業拠点がない場合における実地調査等、追加的な措置を講ずること</p>
<p>(3) 取引モニタリング・フィルタリング (略)</p> <p><b>【対応が求められる事項】</b></p> <p>① <u>疑わしい取引の届出につながる取引等について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引モニタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること</u></p> <p>イ. <u>自らのリスク評価を反映したシナリオ・しきい値等の抽出基準を設定すること</u></p> <p>ロ. <u>上記イの基準に基づく検知結果や疑わしい取引の届出状況等を踏まえ、届出をした取引の特徴（業種・地域等）や現行の抽出基準（シナリオ・しきい値等）の有効性を分析し、シナリオ・しきい値等の抽出基準について改善を図ること</u></p> <p>② <u>制裁対象取引について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引フィルタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること</u></p> <p>イ. <u>取引の内容（取引関係者（その実質的支配者を含む）等）について照合対象となる制裁リストが最新のものとなっているか、及び制裁対象の検知基準がリスクに応じた適切な設定となっているかを検証するなど、的確な運用を図ること</u></p> <p>ロ. <u>国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が指定された際には、遅滞なく照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じた必要な措置を講ずること</u></p> <p>(4) 記録の保存 (略)</p> <p>(5) 疑わしい取引の届出</p>	
	<p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(3) 取引モニタリング・フィルタリング (略)</p> <p><b>【対応が求められる事項】</b></p> <p>① <u>取引類型に係る自らのリスク評価も踏まえながら、個々の取引について、異常取引を検知するために適切な取引モニタリング・フィルタリングを実施すること</u></p>
	<p>(4) 記録の保存 (略)</p> <p>(5) 疑わしい取引の届出</p>

新	旧
(略)	(略)
<b>【対応が求められる事項】</b>	<b>【対応が求められる事項】</b>
①～② (略)	①～② (略)
③ 疑わしい取引の該当性について、国によるリスク評価の結果のほか、 <u>疑わしい取引の参考事例、自らの過去の疑わしい取引の届出事例等も踏まえつつ、外国PEPs該当性、顧客属性、当該顧客が行っている事業、顧客属性・事業に照らした取引金額・回数等の取引態様、取引に係る国・地域</u> その他の事情を考慮すること	③ 疑わしい取引の該当性について、国によるリスク評価の結果のほか、 <u>外国PEPs該当性、顧客が行っている事業等の顧客属性、取引に係る国・地域、顧客属性</u> に照らした取引金額・回数等の取引態様その他の事情を考慮すること
④～⑥ (略)	④～⑥ (略)
⑦ 疑わしい取引の届出を契機にリスクが高いと判断した顧客について、 <u>顧客リスク評価を見直すとともに、当該リスク評価</u> に見合った低減措置を適切に実施すること	⑦ 疑わしい取引の届出を <u>複数回行うなど、疑わしい取引を</u> 契機にリスクが高いと判断した顧客について、 <u>当該リスク</u> に見合った低減措置を適切に実施すること
<b>(6) ITシステムの活用</b>	<b>(6) ITシステムの活用</b>
(略)	(略)
また、ITシステムの的確な運用により、 <u>大量の取引の中から、異常な取引を自動的かつ迅速に検知することや、その前提となるシナリオやしきい値をリスクに応じて柔軟に設定、変更等することが可能となるなど、リスク管理の改善が図られる可能性がある。</u>	また、ITシステムの的確な運用により、 <u>異常な取引の自動的な検知や、顧客・取引の傾向分析、顧客のリスク格付等が可能となるほか、検知の前提となるシナリオの設定・追加や、しきい値の柔軟な変更等、クレジットカード事業者のマネロン・テロ資金供与リスク管理体制の強化が容易となる。</u>
(略)	(略)
<b>【対応が求められる事項】</b>	<b>【対応が求められる事項】</b>
① 自らの業務規模・特性等に応じたITシステムの早期導入の必要性を検討し、システム対応については、後記②から⑤の事項を実施すること	① 自らの業務規模・特性等に応じたITシステムの早期導入の必要性を検討し、システム対応については、後記②から⑦の事項を実施すること
② 経営陣は、マネロン・テロ資金供与のリスク管理に係る業務負担を分析し、より効率的効果的かつ迅速に行うために、ITシステムの活用の可能性を検討すること	② 自らのリスク評価を反映したシナリオ・しきい値等の抽出基準を設定するなど、自らのITシステムを取引モニタリング等のマネロン・テロ資金供与対策の有効な実施に積極的に活用すること
③ マネロン・テロ資金供与対策に係るITシステムの導入に当たっては、ITシステムの設計・運用等が、 <u>マネロン・テロ資金供与リスクの動向に的確に対応し、自らが行うリスク管理</u> に見合ったものとなっているか検証すると	③ 自らが導入しているマネロン・テロ資金供与対策に係るITシステムの設計・運用等が、自らが行う <u>リスクの評価</u> に見合ったものとなっているか定期的に検証し、検証結果を踏まえて必要に応じITシステムやその設計・

新	旧
ともに、導入後も定期的に検証し、検証結果を踏まえて必要に応じ改善を図ること  (削除)	<u>運用等について改善を図ること</u>  ④ 取引の特徴（業種・地域等）や抽出基準（シナリオ・しきい値等）別の検知件数・疑わしい取引の届出件数等について分析を行い、システム検知以外の方法で得られた情報も踏まえながら、シナリオ・しきい値等の抽出基準について改善を図ること  ⑤ 取引フィルタリングシステムについては、制裁リスト等が最新のものとなっているか検証するなど、的確な運用を図ること  ⑥ (略)  ⑦ 他のクレジットカード事業者と共通の委託先に外部委託する場合や、共同システムを利用する場合であっても、自らの取引の特徴やそれに伴うリスク等について分析を行い、 <u>必要に応じ</u> 、独自の追加的対応の検討等を行うこと
④ (略)  ⑤ 外部委託する場合や共同システムを利用する場合であっても、自らの取引の特徴やそれに伴うリスク等について分析を行い、 <u>必要に応じ</u> 、独自の追加的対応の検討等を行うこと	
(7) データ管理（データ・ガバナンス）  (略)	(7) データ管理（データ・ガバナンス）  (略)
4. Fintech 等の活用  (略)  こうした新技術のマネロン・テロ資金供与対策への活用は、今後も大きな進展が見込まれるところであり、クレジットカード事業者においては、当該新技術の有効性を積極的に検討し、他のクレジットカード事業者の動向や、新技術導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の高度化や効率化の観点から、こうした新技術を活用する余地がないか、その有効性も含めて必要に応じ、検討を行っていくことが期待される。  (略)	4. Fintech 等の活用  (略)  こうした新技術のマネロン・テロ資金供与対策への活用は、今後も大きな進展が見込まれるところであり、クレジットカード事業者においては、当該新技術の有効性を積極的に検討し、他のクレジットカード事業者の動向や、新技術導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の高度化や効率化の観点から、こうした新技術を活用する余地がないか、前向きに検討を行っていくことが期待される。  (略)
<b>【対応が期待される事項】</b>  ① 新技術の有効性を積極的に検討し、他のクレジットカード事業者の動向や、新技術導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の高度化や効率化の観点から、こうした新技術を活用する余地がない	<b>【対応が期待される事項】</b>  ① 新技術の有効性を積極的に検討し、他のクレジットカード事業者の動向や、新技術導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の高度化や効率化の観点から、こうした新技術を活用する余地がない

新	旧
か、その有効性も含めて必要に応じ、検討を行うこと	か、前向きに検討を行うこと
<b>III 管理体制とその有効性の検証・見直し</b> (略)	<b>III 管理体制とその有効性の検証・見直し</b> (略)
<b>III-1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し (PDCA)</b> (略)	<b>III-1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手續・計画等の策定・実施・検証・見直し (PDCA)</b> (略)
<b>【対応が求められる事項】</b> ①～② (略) ③ リスク低減措置を講じてもなお残存するリスクを評価し、 <u>当該リスクの許容度や自社への影響に応じて、取扱いの有無を含めた</u> リスク低減措置の改善や更なる措置の実施の <u>必要性につき</u> 検討すること ④～⑤ (略)	<b>【対応が求められる事項】</b> ①～② (略) ③ リスク低減措置を講じてもなお残存するリスクを評価し、リスク低減措置の改善や <u>管理部門による</u> <u>更なる措置の実施の必要性につき</u> 、検討すること ④～⑤ (略)
<b>【対応が期待される事項】</b> ①～② (略) ③ <u>マネロン・テロ資金供与リスク管理体制の見直しや検証等について外部専門家等のレビューを受ける際には、検証項目に照らして、外部専門家等の適切性や能力について、外部専門家等を採用する前に、経営陣に報告しその承認を得ること</u> <u>また、必要に応じ、外部専門家等の適切性や能力について、内部監査部門が事後検証を行うこと</u>	<b>【対応が期待される事項】</b> ①～② (略) (新設)
<b>III-2 経営陣の関与・理解</b> (略) こうしたことを踏まえ、クレジットカード事業者の経営陣においては、自らのマネロン・テロ資金供与対策に <u>主導的に</u> 関与し、対応の高度化を推進していく必要がある。	<b>III-2 経営陣の関与・理解</b> (略) こうしたことを踏まえ、クレジットカード事業者の経営陣においては、自らのマネロン・テロ資金供与対策に <u>主体的かつ積極的に</u> 関与し、対応の高度化を推進していく必要がある。

新	旧
<p><b>【対応が求められる事項】</b></p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについて、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営陣が、定期的及び隨時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、経営陣の主導的な関与があること</u></p> <p>⑦ (略) (略)</p> <p><b>III-3 経営管理</b> (略)</p> <p><b>III-4 グループベースの管理体制</b> (略)</p> <p><b>III-5 職員の確保・育成等</b> (略)</p> <p><b>【対応が求められる事項】</b></p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>研修等の効果について、研修等内容の遵守状況の検証や職員等に対するフォローアップ等の方法により 確認し、新たに生じるリスク等も加味しながら、必要に応じて研修等の受講者・回数・受講状況・内容等を見直すこと</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p><b>【対応が求められる事項】</b></p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>マネロン・テロ資金供与対策の方針・手續・計画等の策定及び見直しについて、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営陣が、定期的及び隨時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、経営陣の主導的な関与があること</u></p> <p>⑦ (略) (略)</p> <p><b>III-3 経営管理</b> (略)</p> <p><b>III-4 グループベースの管理体制</b> (略)</p> <p><b>III-5 職員の確保・育成等</b> (略)</p> <p><b>【対応が求められる事項】</b></p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>研修等の効果について、研修等内容の遵守状況の検証や職員等に対するフォローアップ等の方法により 確認すること</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(以下略)</p>